

離婚届の記入例
(協議離婚の場合)

離婚届

令和〇年 4月 1日 届出
福井県勝山市 長殿

- 【持参するもの】**
- 届出人が押印した印鑑（押印する場合）
 - 本人確認のできる書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）
 - 住所変更の手続きは、平日の市民課窓口開庁時間（午前8時30分～午後5時15分）にお越しください。

提出する年月日を記入してください。

離婚届と同時に住所変更（転入・転居）をする場合は、新しい住所を記入してください。※ただし、開庁時間に届け出る場合、住所変更はできませんので旧住所を記入してください。

実父母の氏名を記入してください。父母が離婚している場合は、現在の氏名を記入してください。夫又は妻が養子である場合は、養父母欄に養父母の氏名を記入してください。

二人で話し合いの上での離婚は、「協議離婚」にチェックしてください。

未成年(18歳未満)の子がいる場合は、父母双方またはどちらかが親権を行うかを決め、子の氏名を記入してください。

親権者の指定を求める裁判や調停を申立てている場合は該当欄に子の氏名を記入してください。

未成年の子の親権者を決めた場合
合意のチェックを忘れずに!
(チェックがない場合は確認が必要のため、ご連絡いたします。)

(1) 氏名	夫 カツヤマ タロウ 妻 カツヤマ ハナコ
生年月日	平成 5 年 2 月 3 日 / 平成 6 年 4 月 5 日
住所	福井県勝山市 元町 / 福井県勝山市 長山町
本籍	福井県勝山市 元町 1丁目 1番 1号
筆頭者の氏名	勝山 太郎
父母及び養父母の氏名	夫の父 勝山 三郎 / 妻の父 中村 一郎
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 / <input type="checkbox"/> 調停 / <input type="checkbox"/> 審判 / <input type="checkbox"/> 和解 / <input type="checkbox"/> 請求の認諾 / <input type="checkbox"/> 調決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 / <input type="checkbox"/> 妻 / <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる / <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
未成年の子の氏名	勝山 A子 / 勝山 B男、勝山 C子

日中に連絡がとれるところを記入してください。

連絡先
夫 (090) 0000-0000
妻 (090) 0000-0000

(6) 同居の期間	令和 元 年 5 月 から 令和 7 年 5 月 まで
(7) 別居する前の住所	福井県勝山市 元町 1丁目 1番 1号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業... <input type="checkbox"/> 2. 自営業... <input type="checkbox"/> 3. 企業... <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない... <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらない... <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者がいない世帯
(9) 夫妻の職業	夫の職業 / 妻の職業
届出人署名	夫 勝山 太郎 / 妻 勝山 花子
証人	中村 一郎 / 中村 良子
署名	中村 一郎 / 中村 良子
生年月日	昭和 45 年 1 月 2 日 / 昭和 45 年 6 月 7 日
住所	福井県勝山市 長山町 10丁目1番1号
本籍	福井県勝山市 長山町 10丁目1番1号

届出時点で、住民票上夫妻ともに同じ住所の場合は、空欄にしてください。

婚姻中の氏名でそれぞれ自署してください。※押印は任意です。

協議離婚の場合は、成人2名の証人が必要です。※押印は任意です。

婚姻により氏が変わった方は、離婚後の氏と本籍を次の3つの中から1つから選び、離婚後の本籍と筆頭者を記入してください。左の記載例は②の場合です。

- 婚姻前の氏を名乗り、婚姻前の戸籍に戻る
「もとの戸籍にもどる」にチェックし、婚姻前の本籍と筆頭者氏名を記入 ※もどる戸籍が除籍になっている場合は、戻れません。
- 婚姻前の氏を名乗り、自分の新しい戸籍をつくる
「新しい戸籍をつくる」にチェックし、新しい本籍と筆頭者氏名(婚姻前の氏+名)を記入
- 婚姻中の氏を名乗り、自分の新しい戸籍をつくる
この場合は記入しないでください。離婚届とは別の届書「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する必要があります。届出期間は離婚の日から3ヶ月以内です。

未成年(18歳未満)の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにしつけてください。

離婚後の子育ての分担について
 取決めをしている。 まだ決めていない。

親子交流について
 取決めをしている。 まだ決めていない。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の口のあてはまるものにしつけてください。

養育費の分担について
 取決めをしている。 まだ決めていない。